

26中政企第876号
平成26年9月8日

中野区基本構想審議会会長 様

中野区長 田 中 大 輔

中野区基本構想審議会への諮問について

中野区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

《諮問事項》

社会経済状況の変化やこれから先の長期的な社会動向等を見据えた、中野区基本構想の改定にあたっての基本的な考え方及び盛り込むべき事項について

《諮問理由》

中野区基本構想（以下「基本構想」という。）は、平成17年3月に制定され、その後、平成22年2月に改定されました。当初の制定から10年、前回改定から5年が経過しようとしています。

この間には、東日本大震災が起き、その後の社会経済状況に大きな影響を与えました。また、急速に進行する少子化高齢化や人口減少社会への対応、中野駅周辺まちづくりの進展やオリンピック・パラリンピック東京大会を契機とするまちづくりの取組、首都直下型大地震への備え、情報化社会の進展や国における様々な制度改正など、今後想定される区を取り巻く環境変化にも適切に対応する必要があります。

中野のまちに魅力を感じ、安心して住み続けられるように、活力ある持続可能な地域を作り出すことが大切です。この間の社会経済状況の変化や、国、都及び関連する民間サービス等の動向、区の様々な施策の進捗状況を踏まえるとともに、これから先の長期的な社会動向等を見据えて、10年後に実現するまちの姿を改めて描き、真に豊かな中野のまちの実現を目指していきたいと考えています。

新たな10年後に実現するまちの姿を検討するにあたっては、様々な視点や考え方を多くの区民の皆様から幅広く聴取し、それらの反映を図るとともに、総合的、専門的な視点からの検討を進めるために、基本構想審議会でのご審議をお願いするものです。

ついては、以上の趣旨を踏まえ、社会経済状況の変化やこれから先の長期的な社会動向等を見据えた、基本構想の改定にあたっての基本的考え方と、盛り込むべき事項について、ご審議をお願いいたします。